

「はなさく生命」は日本生命グループの生命保険会社です

はなさく生命は、日本生命保険相互会社の100%出資子会社として2019年4月に営業を開始した新しい生命保険会社です。



「はなさく生命」という社名には、「お客様にとって価値ある商品・サービスの新しい種をまき、育むことを通じて、お客様一人ひとりの人生に花を咲かせていきたい」という想いを込めております。

● 会社概要 (2025年9月1日時点)

会社名	はなさく生命保険株式会社 (HANASAKU LIFE INSURANCE Co., Ltd.)
営業開始日	2019年4月1日
株主構成	日本生命保険相互会社 100%

お問合せ先

● はなさく生命お客様コンタクトセンター

はなさく いーな
 **0120-8739-17**
(通話料無料)

受付時間 月～土曜日 9:00～18:00(祝日、12/31～1/3を除く)

※プライバシー保護のため、お問合せは契約者ご本人からお願いいたします。
※お電話をいただく際には、証券番号をお知らせください。
※はなさく生命お客様コンタクトセンターへのお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実等の観点から、録音することがありますので、あらかじめご了承ください。

● はなさく生命ホームページ

<https://www.life8739.co.jp/>

はなさく生命

検索



※はなさく生命ホームページではご契約内容のご確認や、住所・電話番号の変更等の各種お手続きができます。

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人(募集代理店を含みます。)は、契約締結の代理権を有さないため、申込みを承諾する権限がなく、保険契約を成立させることができません。(当社の生命保険募集人は、契約締結の媒介を行います。)したがって、保険契約は、お客様からの保険契約の申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

[募集代理店]

[引受保険会社]



はなさく生命保険株式会社

〈お客様コンタクトセンター〉 0120-8739-17
〈ホームページ〉 <https://www.life8739.co.jp/>

募HS-25-035-300(2025.9)-11046



日本生命グループの「はなさく生命」が
確かな安心をお届けします

2025年9月

収入保障保険 |
契約年齢 20～70歳

もしものときに **ご家族の生活をサポート**

はなさく収入保障

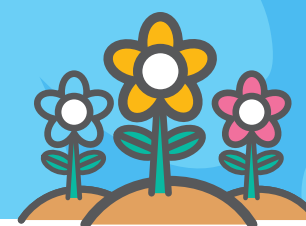
収入保障保険(無解約払戻金型)



万一のときに、のこされた
ご家族の生活を毎月サポート!

身体障害状態や要介護状態等
になられたときの生活を
サポートするプランも
選べます!

毎月
お給料のように
受取れます!



さっくん



はんな



未来に花を咲かせましょう。

はなさく生命
日本生命グループ

「はなさく収入保障」は、
もしものときにのこされたご家族の生活等を毎月の年金

でサポートする保険です！



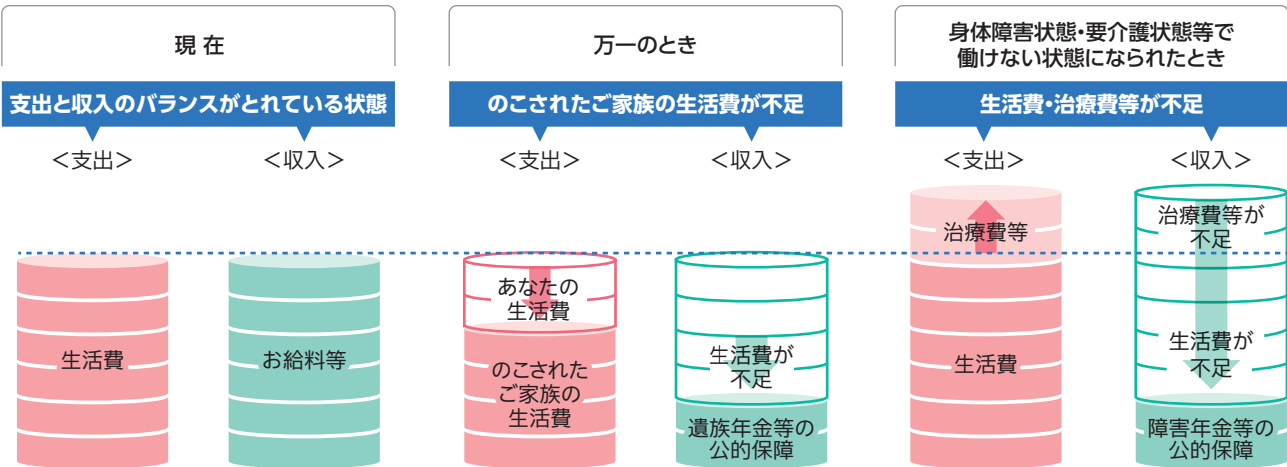
もし、あなたに万一のことが起きたり、身体障害状態や要介護状態等になって働けない状態になったりしたら、あなたやご家族の生活はどうなるでしょうか？

毎月の食費・光熱費等は？

お子さまの教育費は？

住宅ローンや家賃は？

毎月の支出と収入のイメージ



一般的に、**支出と収入のバランスがとれている状態**です。

あなたの生活費は**不要**になりますが、**支出と収入のバランスが崩れ**、のこされたご家族の生活費が不足してしまうかもしれません。

今までの生活費に加え、**治療費等が必要**になりますが、働けないことで収入は減ります。**支出と収入のバランスが大きく崩れ**、生活費や治療費等が不足してしまうかもしれません。

さらに

身体障害状態・要介護状態になられた場合は、
月々の負担だけでなく、一時的に負担する費用が発生することがあるかもしれません。

<身体障害状態・要介護状態になられたときに必要と思われる費用*1> (出典①)

身体障害状態

約**115**万円

要介護状態

約**113**万円

<初期費用例*2>

(出典②)



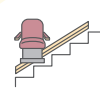
車いす

自走式 5～21万円
電動式 30～67万円



特殊寝台

16～61万円



階段昇降機

52万円～
(工事費別途)



手すり

2万円～
(工事費別途)

等

[出典]①日本生命調べ「2014年度インターネットアンケート調査」より当社にて作成 *1 身体障害1～6級および要介護1～5に認定された方を対象にアンケートを実施 ②(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2024年10月改訂版)をもとに当社にて作成 *2 自費で購入した場合の目安額で、公的介護保険制度の対象となる場合があります

「はなさく収入保障」のポイント

主契約は
2つのプランから選択できます

基本プラン

- **万一**のとき、または所定の**高度障害状態**になられたとき、**年金**を受取れます！

保険期間満了まで毎月、お給料のように受取れます！

- 保険期間の経過とともに、生活費の総額が減少していくのにあわせ、受取総額も徐々に減少していく**合理的な仕組み**です！

生活費の推移とはなさく収入保障の年金受取総額の推移(イメージ)



【主契約】
収入保障
保険

P5

契約年齢
20～70歳

障害・介護プラン

- **万一**のとき、または所定の**高度障害状態**、**身体障害状態**、**要介護状態**になられたとき、**年金**を受取れます！

保険期間満了まで毎月、お給料のように受取れます！

身体障害	身体障害者福祉法に定める 1～4級 の障害に該当し、身体障害者手帳を交付されたとき
要介護	公的介護保険制度による 要介護1～5 に該当していると認定されたとき

さらに

- 所定の**高度障害状態**、**身体障害状態**、**要介護状態**になられたとき、**一時金**を受取れます！

身体障害	身体障害者福祉法に定める 1～4級 5級または6級 の障害に該当し、身体障害者手帳を交付されたとき
要介護	公的介護保険制度による 要介護1～5 に該当していると認定されたとき

軽度の身体障害(5級・6級)も保障の対象です！

【主契約】
収入保障
保険

P7

障害・介護
保障特例
適用

契約年齢
20～64歳

NEW 保険料
払込みの
免除

- **上皮内がんを含むがん等の特定8疾病**で所定の治療を受けられたとき等に、以後の**保険料の払込みを免除**します！
【特定8疾病・臓器移植Ⅰ型またはⅢ型の場合】

保険料
払込免除
特約

P11

保険料率

- ご契約時の被保険者の**喫煙状況**、**体格(BMI)**、**血圧値**等に応じて4つに区分された保険料率のいずれかが適用されます！

—

P13

「はなさく収入保障」の保障一覧

年金等の支払事由やお支払いできない場合等の詳細については、当冊子の「検討に際しご留意いただきたい点」および「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、必ずご確認ください。



※以下の保障イメージ図内では、支払事由に該当した時期ごとの年金受取総額を記載しています。

主契約

2つのプランから選択できます

保障内容		保障イメージ図(		契約年齢:30歳、保険期間・保険料払込期間:65歳、年金額:15万円、年金支払保証期間*:2年)		詳細
基本プラン 死亡 高度障害 収入保障年金 高度障害年金 契約年齢 20~70歳	収入保障保険(無解約払戻金型)	● 万一のとき、または所定の 高度障害状態 になられたとき、保険期間満了まで毎月、 年金 を受取れます				P5
	収入保障保険(無解約払戻金型) 障害・介護保障特則適用	● 万一のとき、または所定の 高度障害状態 、 身体障害状態 、 要介護状態 になられたとき、保険期間満了まで毎月、 年金 を受取れます				P7
	障害・介護プラン	● 所定の 高度障害状態 、 身体障害状態 、 要介護状態 になられたとき、 一時金 を受取れます				

★第1回の年金の支払基準日から保険期間満了日の翌日までの期間が年金支払保証期間に満たない場合、年金支払保証期間分の年金のお支払いが保証されます。(年金支払保証期間は2年・5年から選択可能)

特約

保険料率

特約名称等		概要		詳細
生前受取 リビング・ニーズ保険金	リビング・ニーズ特約 自動付加・特約保険料無料	● 余命6カ月以内と判断	断	P23
保険料払込みの免除	NEW 保険料払込免除特約	● がん等の特定疾病 ● 特定疾病の型は、「3大疾病」	で所定の治療を受けられたとき等に、以後の 保険料の払込みを免除 します I型」「3大疾病Ⅲ型」「特定8疾病・臓器移植I型」「特定8疾病・臓器移植Ⅲ型」の4つの型から選択できます	P11
保険料率	非喫煙者健康体料率・非喫煙者標準体料率 喫煙者健康体料率・標準体料率	● ご契約時の被保険者の が適用されます	喫煙状況、 体格(BMI) 、 血圧値 等に応じて、4つに区分された保険料率のいずれか	P13

保障一覧

収入保障保険
基本プラン

収入保障保険
障害・介護プラン

保険料
払込免除特約

保険料率

公的保障制度

Q&A

保険料例

ご留意点

サービス



死亡

高度障害

- **万一**のとき、または所定の**高度障害状態**になられたとき、
保険期間満了まで毎月、**年金**を受取れます

万一のときや高度障害状態に
なられたときに備えられる

毎月お給料のように
受取れる

次のいずれかの事由に該当されたときに収入保障年金または高度障害年金を受取れます

年金	支払事由の概要	支払額	受取人
収入保障年金	死亡 されたとき	年金支払期間中 1カ月につき、 年金月額	収入保障年金受取人
高度障害年金	所定の 高度障害状態 になられたとき [当社基準 P.17参照]		被保険者

- 年金のお支払いを開始した場合、以後の**保険料の払込みは不要**です。

※年金月額:5万円以上で設定可能(1万円単位) ※年金支払保証期間:2年・5年から選択可能

収入保障年金

高度障害年金

保険料の払込みの免除
(基本プランの保障に含まれます)

被保険者が不慮の事故による所定の身体障害状態になられたとき、以後の保険料の払込みを免除します。

[当社基準 P.17参照]

「保険料払込免除特約」が付加されている場合は、左記に加え、がん等の特定疾病で所定の事由に該当されたとき等にも、以後の保険料の払込みを免除します。

いくら(必要保障額)

「のこされたご家族が今までどおり生活するための生活費」から「遺族年金等(万一のときに確保できる収入)」を差引くと、必要保障額を算出することができます。

【必要保障額の考え方(例)】

■ のこされたご家族が今までどおり生活するための生活費:月30万円 ■ 遺族年金:月15万円 の場合

のこされたご家族が今までどおり生活するための生活費	遺族年金 等	必要保障額
月 30 万円	月 15 万円	月 15 万円

いくら必要か計算してみましょう

のこされたご家族が今までどおり生活するための生活費	遺族年金 等	必要保障額
月_____万円	月_____万円	月_____万円

※遺族年金については、15ページ「公的保障制度について」をご確認ください。

必要保障額
と保険期間
の考え方

いつまで(保険期間)

保険期間については、「本人が定年退職する年齢まで」等、本来収入がある期間に設定するのが一般的です。また、「はなさく収入保障」は、「お子さまが独立するまで」等、さまざまなライフステージにあわせて、保険期間を柔軟に設定することも可能です。

【保険期間設定の考え方(例)】

本人が定年
退職するまで



お子さまが
独立するまで



配偶者さまの老齢基礎年金が
支給されるまで



等

いつまで必要か考えてみましょう

- ☐ 本人が定年退職するまで
☐ お子さまが独立するまで
☐ 配偶者さまの老齢基礎年金が
支給されるまで
☐ その他

保険期間

_____歳から_____歳まで_____年間

死亡

高度障害

身体障害

1~4級

要介護

1~5

収入保障年金

障害・介護年金

- **万一**のとき、または所定の**高度障害状態**、**身体障害状態**、**要介護状態**になられたとき、保険期間満了まで毎月、**年金**を受取れます

万一のときに加え、身体障害状態や要介護状態等になられたときにも備えられる

毎月お給料のように
受取れる

次のいずれかの事由に該当されたときに収入保障年金または障害・介護年金を受取れます

年金	支払事由の概要	支払額	受取人
収入保障年金	死亡 されたとき		収入保障年金受取人
障害・介護年金	所定の 高度障害状態 になられたとき	年金支払期間中 1カ月につき、 年金月額	被保険者
	身体障害者福祉法に定める 1~4級 の障害に該当し、身体障害者手帳を交付されたとき		
	公的介護保険制度による 要介護1~5 に該当していると認定されたとき		

- 年金のお支払いを開始した場合、以後の**保険料の払込みは不要**です。
※年金月額: 5万円以上で設定可能(1万円単位) ※年金支払保証期間: 2年・5年から選択可能

- 所定の**高度障害状態**、**身体障害状態**、**要介護状態**になられたとき、**一時金**を受取れます

身体障害状態や要介護状態等による
一時的な費用にも備えられる

身体障害5級・6級も
保障の対象



次のいずれかの事由に該当されたときに障害・介護一時給付金を受取れます

給付金	支払事由の概要	支払額	受取人
障害・介護一時給付金	所定の 高度障害状態 になられたとき	年金月額×6 (支払限度: 1回)	被保険者
	身体障害者福祉法に定める 1~4級 、 5級または6級 の障害に該当し、身体障害者手帳を交付されたとき		
	公的介護保険制度による 要介護1~5 に該当していると認定されたとき		

保険料の払込みの免除

(障害・介護プランの保障に含まれます)

被保険者が不慮の事故による所定の身体障害状態*になられたとき、以後の保険料の払込みを免除します。

〔当社基準 P.17参照〕

「保険料払込免除特約」が付加されている場合は、左記に加え、がん等の特定疾病で所定の事由に該当されたとき等にも、以後の保険料の払込みを免除します。

*障害・介護年金、障害・介護一時給付金の支払対象となる所定の身体障害状態とは保障範囲が異なります。

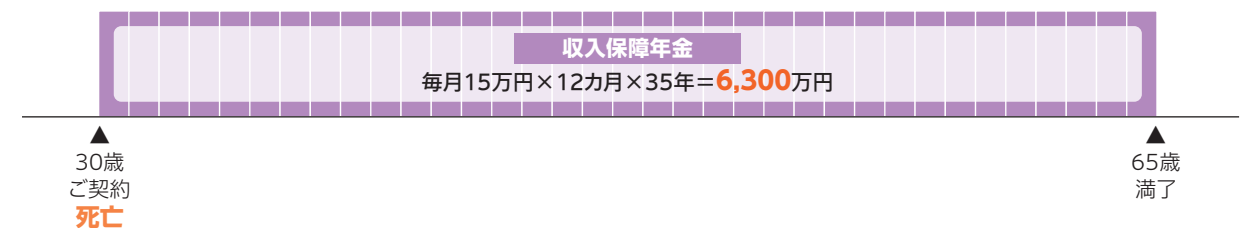
年金等の支払事由やお支払いできない場合等の詳細については、当冊子の「検討に際しご留意いただきたい点」および「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、必ずご確認ください。



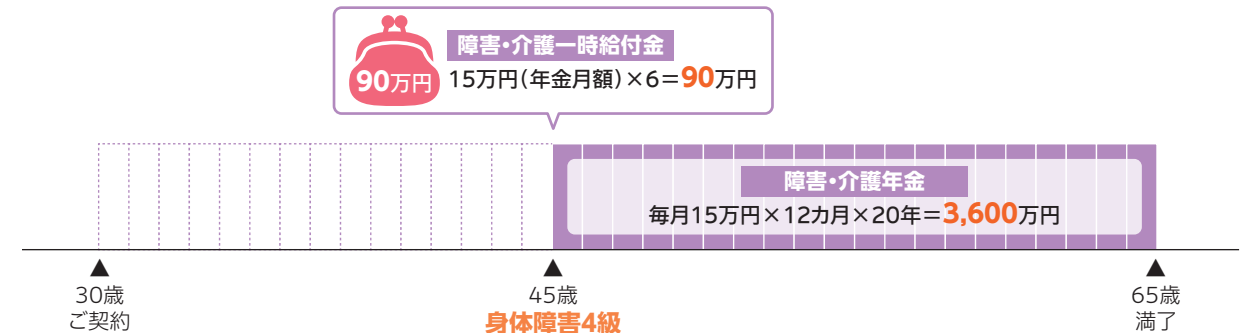
お受取額例 (イメージ図)

契約年齢: 30歳、保険期間・保険料払込期間: 65歳、年金月額: 15万円、年金支払保証期間: 2年

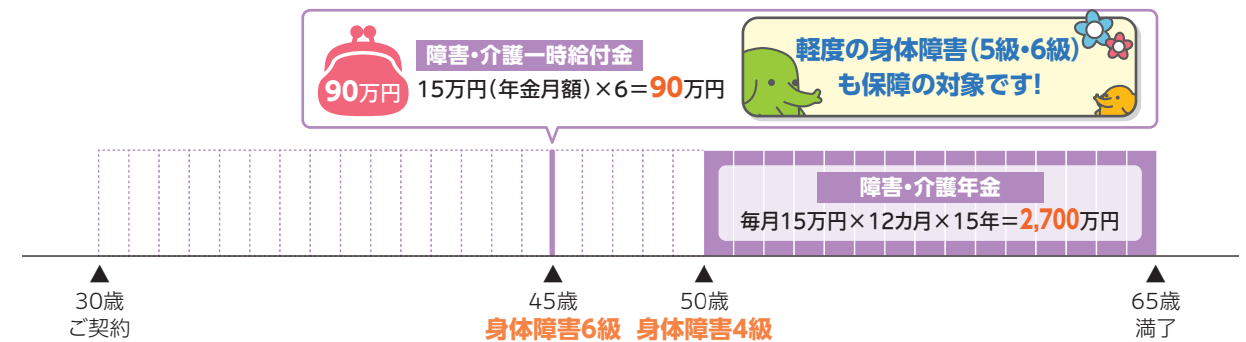
例1 30歳(ご契約から1カ月以内)に**死亡**された場合



例2 45歳(ご契約から15年1カ月目)のときに、身体障害者福祉法に定める**身体障害4級**に該当し、身体障害者手帳を交付された場合(障害・介護一時給付金のお支払いがそれまでにない場合)



例3 45歳(ご契約から15年1カ月目)のときに、身体障害者福祉法に定める**身体障害6級**に該当し、身体障害者手帳を交付される。その後、50歳(ご契約から20年1カ月目)のときに、身体障害の症状が悪化し、身体障害者福祉法に定める**身体障害4級**に該当し、身体障害者手帳を交付された場合



※障害・介護一時給付金を受取り後も引き続き保険料の払込みは必要です(保険料は変わりません)。
障害・介護年金の受取開始以後は、保険料の払込みは不要です。



・障害状態を保障する公的制度には、「障害年金制度」や「労働者災害補償保険」があります。これらの制度の受給資格を有していても、障害・介護年金または障害・介護一時給付金の支払事由に該当するとは限りません。
・公的介護保険制度による要介護認定は満40歳以上の方が対象となり、満39歳以下の方は要介護認定を受けることはできません。また、満40~満64歳の第2号被保険者は原因が限定されており、加齢に伴う16種類の特定疾病により介護や支援が必要と認められた場合に対象となります。詳しくは、18ページ「Q&A」をご参照ください。

※**身体障害状態・要介護状態**については9ページをご参照ください

身体障害状態・要介護状態について

当ページは身体障害状態、要介護状態についての概要を示したものであり、障害・介護年金、障害・介護一時給付金の支払事由を示したものではありません。支払事由は7ページをご確認ください。

身体障害状態の例（2025年6月現在）

身体障害状態（4級・6級）の例

視覚障害

4級
視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの*等

6級
視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの

音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害

4級
音声機能、言語機能またはそしゃく機能の著しい障害

心臓機能障害

4級
心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

聴覚障害

4級
両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの）等

6級
両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの）等

肢体不自由

4級
●両上肢のおや指を欠くもの
●一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 等

6級
●一下肢の足関節の機能の著しい障害
●ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 等

じん臓機能障害

4級
じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

*視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものを除く
※視力の良い方の眼の視力とは万国式視力表によって測ったもので、屈折異常のある場合は矯正視力について測ったものです。
※上記以外に、「呼吸器機能障害」「ぼうこう機能障害」「小腸機能障害」「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害」等があります。
[出典]厚生労働省「身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）」をもとに当社にて作成

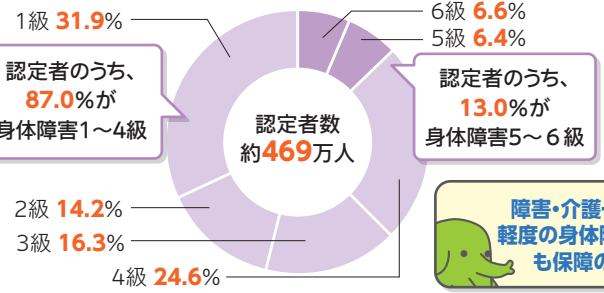
身体障害

障害・介護年金
身体障害 1～4級

障害・介護一時給付金
身体障害 1～6級

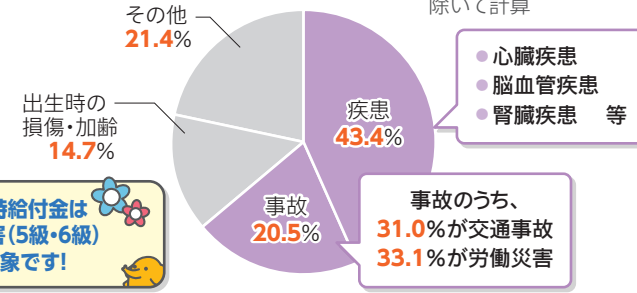
身体障害に関する気になるデータ

障害等級別の認定者数の割合（18歳以上）



[出典]厚生労働省「令和5年度 福祉行政報告例」

身体障害の原因（身体障害者）



[出典]厚生労働省「平成18年身体障害児・者実態調査結果」より当社にて算出

身体障害状態の具体例

身体障害4級 に認定された事例（40歳）

最近、めまいを感じたり、身体がふらつきたりすることが続いたため、自宅近くの診療所を受診したところ、心電図に異常がみつかった。

紹介された総合病院で精密検査を受けた結果、不整脈の一種である「洞不全症候群」と診断される。

治療のため、ペースメーカーの植込み手術を受け、症状は安定したが、今後生涯にわたり、ペースメーカーが必要となった。

身体障害6級 に認定された事例（30歳）

休日に自転車に乗って買い物に出かけた。交差点で左折する際、横断歩道を渡っていた歩行者がいたため、とっさによけようとしたが、よけきれずに転倒した。

転んだ際、自転車の車輪に足首がからまってしまい、複雑骨折した。

手術を受けたが、足首が曲がらなくなってしまい、歩行に支障が出るようになった。

[制作・監修]株式会社エフピー教育出版

要介護度別の身体状態の目安（2025年6月現在）

要介護度	要支援	要介護	身体の状態(例)
1	要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態		入浴や掃除など、日常生活の一部に見守りや手助けが必要な場合がある。
2	生活の一部について部分的に介護を必要とする状態		食事や排泄などはほとんどひとりでできるが、日常生活に見守りや手助けが必要な場合がある。立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い。この状態のうち、介護予防サービスの利用により、状態の維持や改善が見込まれる人は要支援2と認定される。
1		1	軽度の介護を必要とする状態
2		2	食事や排泄に何らかの介助が必要な場合がある。立ち上がりや歩行などに何らかの支えが必要。
3		3	中等度の介護を必要とする状態
4		4	食事や排泄に一部介助が必要。入浴などに全面的に介助が必要。片足での立位保持ができない。
5		5	食事にとどき介助が必要。排泄、入浴などに全面的な介助が必要。両足での立位保持がひとりではほとんどできない。
		5	最重度の介護を必要とする状態
		5	食事や排泄がひとりでできず、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

[出典]（公財）生命保険文化センター「定年Go!」（2023年4月改訂版）をもとに当社にて作成



公的介護保険制度による要介護認定は満40歳以上の方が対象となり、満39歳以下の方は要介護認定を受けることはできません。
また、満40～満64歳の第2号被保険者は原因が限定されており、加齢に伴う16種類の特定疾病により介護や支援が必要と認められた場合に対象となります。詳しくは、18ページ「Q&A」をご参照ください。

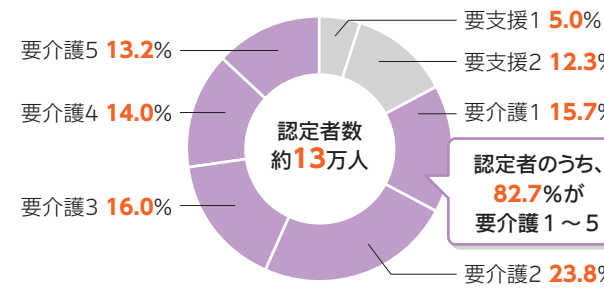
要介護

障害・介護年金
要介護 1～5

障害・介護一時給付金
要介護 1～5

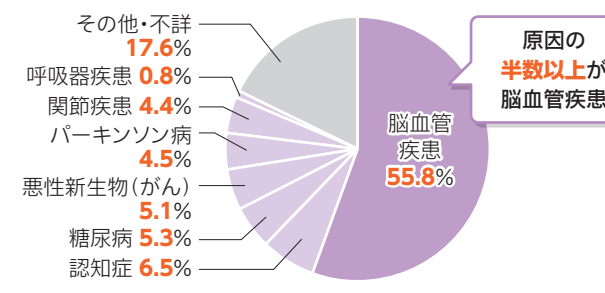
要介護に関する気になるデータ

要支援・要介護認定者数（第2号被保険者（40～64歳））



[出典]厚生労働省「介護給付費等実態統計月報（令和7年1月審査分）」

介護が必要となった原因（第2号被保険者（40～64歳））



[出典]厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」

要介護状態の具体例

要介護1 に認定された事例（50歳）

出張帰りに、言葉がうまく出てこないことに気づく。帰宅後、強いめまいや吐き気とともに身体を動かすことができなくなり、救急搬送される。

検査の結果、脳梗塞と診断され手術となった。

その後、運動機能回復のためリハビリを行い、何か支えるものがあれば一人で立ったり歩いたりすることができるまでに回復したが、右手の麻痺や言葉のもつれ（構音障害）等の後遺症が残った。着替えや食事、入浴などには一部手助けが必要な状態であり、要介護1と認定された。

[制作・監修]株式会社エフピー教育出版

保険料払込免除特約

がん等の重い病気による
経済的負担に備える

契約年齢：20～70歳
保険期間：主契約と同一

がん等の特定疾病で所定の治療を受けられたとき等に
以後の保険料の払込みを免除します

保障範囲は、4つの型から選択

特定疾病の型

3大疾病Ⅰ型

3大疾病Ⅲ型

特定8疾病・臓器移植Ⅰ型

特定8疾病・臓器移植Ⅲ型

上皮内がんでも保険料の払込みを免除

3大疾病だけでなく、
糖尿病等の特定8疾病まで保障
(「特定8疾病・臓器移植Ⅰ型またはⅢ型」の場合)

保障の対象となる疾病等の種類

4つの型から選択できます。「○」「◎」が記載されている疾病等について、保障の対象となります。
「◎」は同一の疾病等の種類における「○」と比べて、保障が充実していることを表します。

特定疾病の型

疾病等の種類	3大疾病Ⅰ型	3大疾病Ⅲ型	特定8疾病・臓器移植Ⅰ型	特定8疾病・臓器移植Ⅲ型
がん 上皮内がんを含む	○	○	○	○
心疾患	○	◎	○	◎
脳血管疾患	○	◎	○	◎
肝硬変	左記の疾病等は 保障の対象になりません。		○	○
慢性膵炎			○	○
慢性腎不全			○	○
糖尿病			○	○
高血圧性疾患に 関連する動脈疾患			○	○
臓器移植			○	○

心疾患・脳血管疾患の保険料払込免除事由の概要

	急性心筋梗塞・脳卒中*1	左記以外の心疾患*2・脳血管疾患*3
Ⅰ型	1日以上入院または手術	継続20日以上入院または手術
Ⅲ型		1日以上入院または手術

*1 脳梗塞・脳内出血・くも膜下出血 *2 狭心症・不整脈・心不全・心筋症 等
*3 脳動脈瘤・脳動脈硬化(症) 等

Ⅲ型では、急性心筋梗塞・脳卒中は
もちろん、**その他の心疾患・
脳血管疾患の1日以上
入院にも備えられます!**



保険料払込免除事由の概要

特定疾病の型に応じて、次のいずれかに該当されたときに以後の保険料の払込みを免除します

疾病等の種類	保険料払込免除事由の概要	
がん 上皮内がんを含む	責任開始時以後に初めてがんと診断確定されたとき 責任開始日から90日経過後に初めてがんと診断確定された場合に限りま (責任開始時前にがんと診断確定されていないことを要します)	
心疾患	3大疾病Ⅰ型	①所定の急性心筋梗塞を発病し、その治療のため、1日以上入院をされたとき、 または所定の手術を受けられたとき
	特定8疾病・臓器移植Ⅰ型	②所定の急性心筋梗塞以外の心疾患を発病し、その治療のため、 継続20日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき
	3大疾病Ⅲ型	①所定の急性心筋梗塞を発病し、その治療のため、1日以上入院をされたとき、 または所定の手術を受けられたとき
	特定8疾病・臓器移植Ⅲ型	②所定の急性心筋梗塞以外の心疾患を発病し、その治療のため、 1日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき
脳血管疾患	3大疾病Ⅰ型	①所定の脳卒中を発病し、その治療のため、1日以上入院をされたとき、 または所定の手術を受けられたとき
	特定8疾病・臓器移植Ⅰ型	②所定の脳卒中以外の脳血管疾患を発病し、その治療のため、 継続20日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき
	3大疾病Ⅲ型	①所定の脳卒中を発病し、その治療のため、1日以上入院をされたとき、 または所定の手術を受けられたとき
	特定8疾病・臓器移植Ⅲ型	②所定の脳卒中以外の脳血管疾患を発病し、その治療のため、 1日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき
肝硬変	所定の肝硬変と診断され、その治療のため、1日以上入院または通院をされたとき	
慢性膵炎	所定の慢性膵炎と診断され、その治療のための手術を受けられたとき	
慢性腎不全	所定の慢性腎不全と診断され、その治療のための永続的な人工透析療法を受けられたとき	
糖尿病	①所定の糖尿病と診断され、その治療のためのインスリン治療を継続180日以上受けられたとき ②所定の糖尿病性網膜症の治療のための手術を受けられたとき ③所定の糖尿病性壊疽の治療のための切断術を受けられたとき	
高血圧性疾患に 関連する動脈疾患	高血圧性疾患を発病し、 ①所定の動脈瘤等の治療のための手術を受けられたとき ②所定の動脈瘤等が破裂したと診断されたとき ③所定の四肢の動脈閉塞症の治療のための血行再建手術を受けられたとき	
臓器移植	心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓または小腸のいずれかの臓器についての所定の移植術を受けられたとき(被保険者が受容者の場合に限りま)	

年金等の支払事由やお支払いできない場合等の詳細については、当冊子の「検討に際しご留意
いただきたい点」および「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、必ずご確認ください。



健康状態等に応じた保険料率の適用

● ご契約時の被保険者の喫煙状況、体格(BMI)、血圧値等に応じて、4つに区分された保険料率のいずれかが適用されます

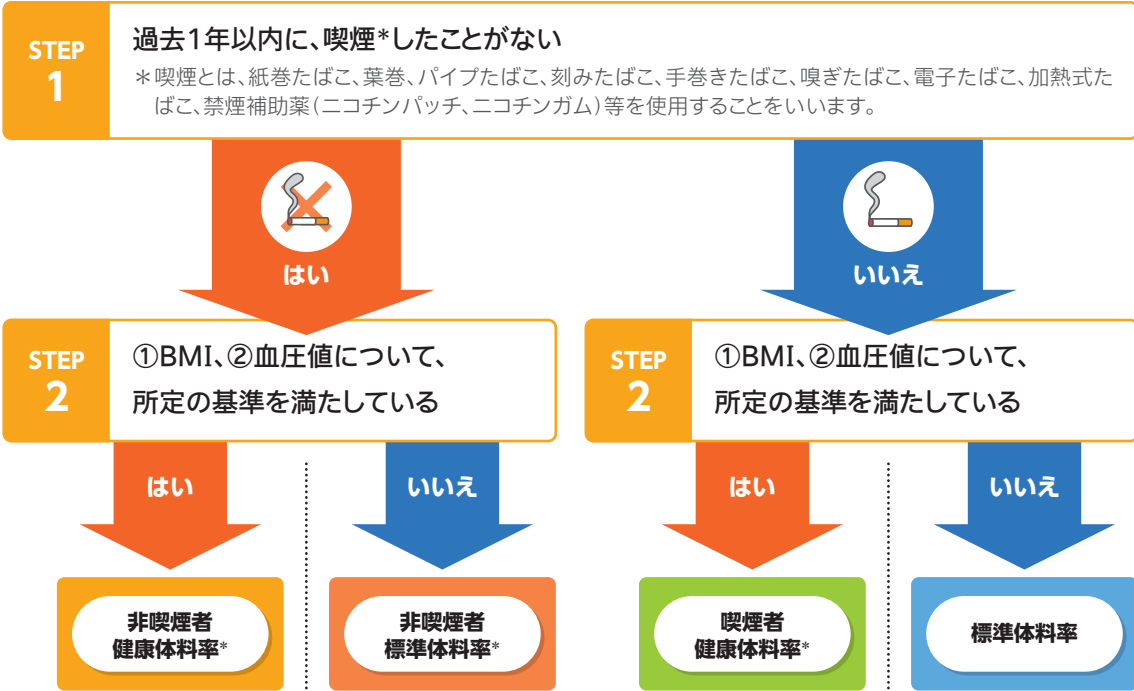
喫煙していなければ
保険料が割安に

体格(BMI)、血圧値が所定の基準を満たせば
さらに保険料が割安に

4つの料率区分

非喫煙者健康体料率 非喫煙者標準体料率 喫煙者健康体料率 標準体料率

保険料率の適用イメージ



*ご契約にお申込みいただく際は、健康診断・人間ドックの結果等のご提出が必要となります。

保険料例<月払保険料(円)>

基本プラン 保険期間・保険料払込期間:65歳、年金月額:15万円、年金支払保証期間:2年

性別	契約年齢	非喫煙者健康体料率	非喫煙者標準体料率	喫煙者健康体料率	標準体料率
男性	20歳	3,090	4,080	3,885	4,935
	30歳	3,180	4,395	4,515	6,420
	40歳	3,375	4,905	5,535	8,010
女性	20歳	2,135	3,200	2,885	4,760
	30歳	2,480	3,785	3,410	5,705
	40歳	2,900	4,055	4,100	6,260

※2025年9月現在の保険料を記載しています。

①BMI、②血圧値の基準

基準① BMI*が以下の基準を満たしていること

*ボディ・マス・インデックスの略で、身長と体重の関係から算出される体格指数のことです。
BMI=体重(kg)÷{身長(m)}²

	20歳～39歳	40歳～70歳
BMI	17以上27以下	17以上28以下

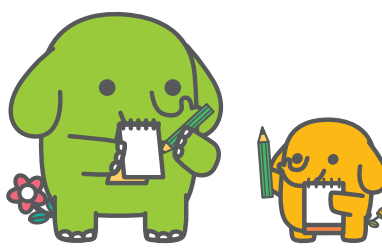
【身長・体重の目安】

身長(cm)		145	150	155	160	165	170	175	180	185	190
最低体重 (kg以上)	全年齡共通	36	39	41	44	47	50	53	56	59	62
最高体重 (kg以下)	20歳～39歳	56	60	64	69	73	78	82	87	92	97
	40歳～70歳	58	63	67	71	76	80	85	90	95	101

基準② 血圧値が以下の基準を満たしていること

	20歳～39歳	40歳～70歳
最低血圧値	90mmHg未満	100mmHg未満
最高血圧値	140mmHg未満	150mmHg未満

- 「健康体」とは、この商品における当社の呼称であり、「健康体」の基準に該当しない方が健康ではないということではありません。
- ①BMI、②血圧値の基準のほか、被保険者の健康状態等が当社の定める基準を満たしていない場合、非喫煙者健康体料率・喫煙者健康体料率を適用することはできません。なお、特別な条件をつけてお引受けする場合や、ご契約をお断りする場合があります。
- ご契約後に被保険者の喫煙状況、体格(BMI)、血圧値等に変化があった場合でも、ご契約時に適用された保険料率を変更する取扱いはありません。



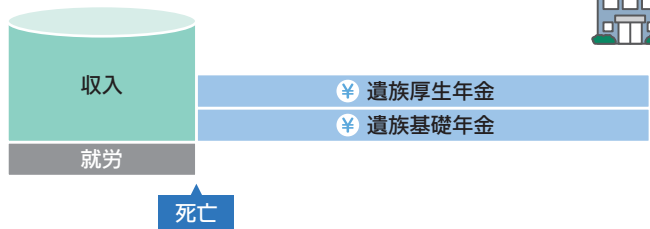
公的保障制度について

当ページは2025年6月時点の公的保障制度の概要を示したものであり、「はなさく収入保障」の収入保障年金、障害・介護年金等の概要を示したものではありません。

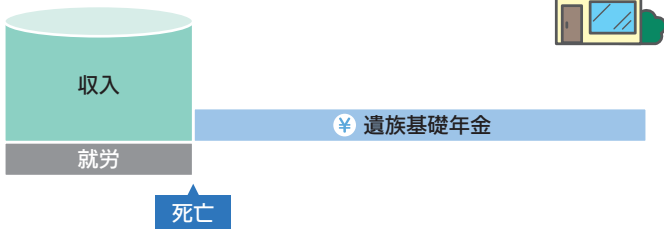
万ーのとき

のこされたご家族に遺族年金が支給されます。

会社員・公務員等のイメージ



自営業者等のイメージ



遺族基礎年金（自営業者・会社員・公務員等）	遺族厚生年金（会社員・公務員等）
遺族基礎年金は、自営業・会社員・公務員等の方が亡くなられたとき、「子のある配偶者」または「子」に支給される年金です。 ※「子」とは、18歳到達年度の末日まで（障害等級1級・2級に該当する場合は20歳未満まで）の未婚の子です。	遺族厚生年金は、会社員・公務員等の方が亡くなられたとき、一定要件を満たすと遺族に支給される年金です。

※詳しい受給資格要件等については、日本年金機構等のホームページをご確認ください。

遺族年金支給額（概算額）早見表（2025年6月時点）

平均標準報酬月額	会社員・公務員等（遺族基礎年金+遺族厚生年金）							
	妻のみ		妻と子1人		妻と子2人		妻と子3人	
	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額
20万円	32.0	2.6	139.1	11.5	163.0	13.5	171.0	14.2
30万円	48.0	4.0	155.1	12.9	179.1	14.9	187.1	15.5
40万円	64.1	5.3	171.2	14.2	195.1	16.2	203.1	16.9
50万円	80.1	6.6	187.2	15.6	211.1	17.5	219.1	18.2
	自営業者等（遺族基礎年金）							
	妻のみ		妻と子1人		妻と子2人		妻と子3人	
	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額
	0.0	0.0	107.1	8.9	131.0	10.9	139.0	11.5

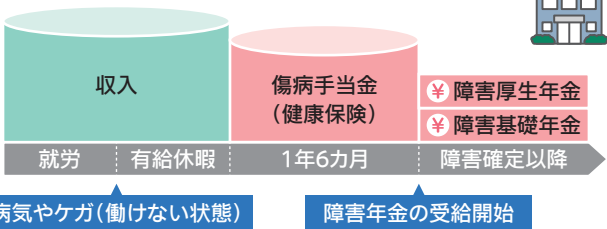
※上記は亡くなられた方が夫の場合を例示しています。遺族基礎年金については、亡くなられた方が妻の場合も同様の取扱いとなりますが、遺族厚生年金については、亡くなられた方が妻の場合、受給要件・支給開始時期等が異なります。詳しくは日本年金機構等のホームページをご確認ください。

- 平均標準報酬月額とは、「被保険者であった期間の標準報酬月額の合計」を「被保険者であった期間の月数」で割った額で、年金額の計算の基礎となるものです。
- 遺族厚生年金の年金額については、2003年4月から導入されている総報酬制を考慮し、賞与が一定割合（年間3.6カ月分）支給される前提で「平均標準報酬月額」のみを使用して簡易的に算出しています。また、遺族厚生年金の場合、現役会社員・公務員等の厚生年金の加入期間は最低300月分が保障されるため、当資料についても加入期間を300月として計算しています。なお、上記年金額は新規裁定者（67歳以下）のものです。
- 遺族厚生年金には、一定の要件を満たす妻に中高齢寡婦加算（年額約62.3万円）が支給されるケースもありますが、当資料では加味していません。
- 2015年10月より厚生年金と共済年金が一元化されたため、公務員等が亡くなった場合も遺族厚生年金が支給されますが、経過措置により過去の加入期間に応じた旧職域加算に対応する年金が支払われるケースもあります。
- 表中の「子」とは、18歳到達年度の末日まで（障害等級1級・2級に該当する場合は20歳未満まで）の未婚の子のことです。また、各年金額は千円未満を切捨て表示していますので、月額を12倍しても年額と合致しないこともあります。

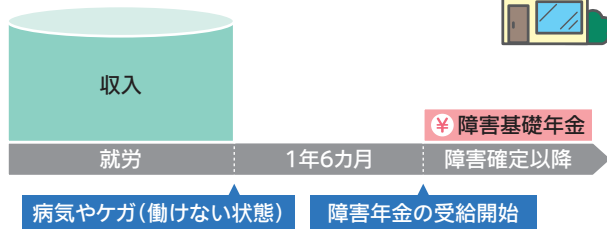
働けなくなったとき

傷病手当金や障害年金が支給されることがあります。

会社員・公務員等のイメージ



自営業者等のイメージ



傷病手当金	障害年金
●業務外の病気やケガで4日以上連続して仕事を休み、給与等の支払いがない場合に、4日目から通算1年6カ月以内にわたり給与等の約3分の2が健康保険等から支給される制度です。 ●一般的に国民健康保険の加入者（自営業者等）には傷病手当金は支給されません。 ●加入している健康保険組合や共済組合等によっては、上記と異なる給付となる場合があります。	●障害認定日（原則として初診日から1年6カ月後）に法令で定める障害状態に該当していると認定された場合に支給される年金です。 ●障害年金には障害基礎年金、障害厚生年金の2種類がありますが、どの障害年金を受給できるかは、初診日にどの年金制度に加入しているかによって異なります。 ●障害基礎年金は障害等級1級・2級、障害厚生年金は障害等級1級～3級が受給対象となりますが、年金額は障害等級や職業、家族構成等によって異なります。

※詳しい受給資格要件等については、日本年金機構および全国健康保険協会等のホームページをご確認ください。

障害年金支給額（概算額）早見表（2025年6月時点）

(単位:万円)		会社員・公務員等(障害基礎年金+障害厚生年金)							
平均標準報酬月額		配偶者のみ		配偶者と子1人		配偶者と子2人		配偶者と子3人	
		年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額
障害等級 1級	20万円	181.3	15.1	205.2	17.1	229.1	19.0	237.1	19.7
	30万円	208.0	17.3	231.9	19.3	255.9	21.3	263.8	21.9
	40万円	234.7	19.5	258.6	21.5	282.6	23.5	290.6	24.2
	50万円	261.4	21.7	285.4	23.7	309.3	25.7	317.3	26.4
障害等級 2級	20万円	149.8	12.4	173.7	14.4	197.7	16.4	205.6	17.1
	30万円	171.2	14.2	195.1	16.2	219.0	18.2	227.0	18.9
	40万円	192.6	16.0	216.5	18.0	240.4	20.0	248.4	20.7
	50万円	213.9	17.8	237.9	19.8	261.8	21.8	269.8	22.4
		自営業者等(障害基礎年金)							
		配偶者のみ		配偶者と子1人		配偶者と子2人		配偶者と子3人	
		年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額
障害等級1級		103.9	8.6	127.8	10.6	151.8	12.6	159.8	13.3
障害等級2級		83.1	6.9	107.1	8.9	131.0	10.9	139.0	11.5

- 障害厚生年金の年金額については、2003年4月から導入されている総報酬制を考慮し、賞与が一定割合（年間3.6カ月分）支給される前提で「平均標準報酬月額」のみを使用して簡易的に算出しています。また、障害厚生年金の場合、現役会社員・公務員等の厚生年金の加入期間は最低300月分が保障されるため、当資料についても加入期間を300月として計算しています。なお、上記年金額は新規裁定者（67歳以下）のものです。
- 障害厚生年金の年金額には、一定の要件を満たす配偶者がいる場合の加給年金額（年額約23.9万円）を含んでいます。
- 2015年10月より厚生年金と共済年金が一元化されていますが、同年9月までの共済年金の加入期間を有し、その期間中に初診日がある公務員等の場合には、当該加入期間に応じた旧職域加算に対応する年金が上乗せ支給されるケースがあります。なお、公務員等の世帯については、障害の原因が公務や通勤災害によらない場合の金額です。
- 表中の「子」とは、18歳到達年度の末日まで（障害等級1級・2級に該当する場合は20歳未満まで）の未婚の子のことです。また、各年金額は千円未満を切捨て表示していますので、月額を12倍しても年額と合致しないこともあります。



高度障害年金等のお支払対象となる「所定の高度障害状態」とは具体的にどのような状態ですか？

A

高度障害年金等のお支払対象となる「所定の高度障害状態」の具体例は次のとおりです。

- 両眼を失明した
- 両方の足首より先を失った
- そしゃく(噛む)機能障害で流動食以外のものを食べることができなくなった(回復の見込みのないもの)
- 脳梗塞等で中枢神経系に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 等
- 両方の手首より先を失った
- 片方の手首と足首の先を失った

※責任開始時以後に生じた傷病を原因とする場合に限りです。



主契約の保険料払込免除の対象となる「所定の身体障害状態」とは具体的にどのような状態ですか？

A

保険料払込免除の対象となる「所定の身体障害状態」の具体例は次のとおりです。

- 片眼を失明した
- 片方の手首より先を失った
- 片方の足首より先を失った
- 両耳の聴力を失った
- 両方の足の指をすべて失った 等

※責任開始時以後に生じた不慮の事故による傷害で、その事故の日から180日以内に身体障害状態に該当した場合に限りです。

※主契約の保険料払込免除の対象となる所定の身体障害状態は、障害・介護年金、障害・介護一時給付金の支払対象となる所定の身体障害状態とは保障範囲が異なります。



「身体障害者手帳」制度と「障害年金」制度について教えてください

A

「身体障害者手帳」制度、「障害年金」制度は、身体障害等のある方が各種福祉サービスや年金の給付等を受けることができる公的制度ですが、認定されるまでの期間、等級の基準等が異なる別の制度です。

	身体障害者手帳	障害年金
概要	身体障害のある人に対して自治体が交付する手帳。身体障害者手帳が交付されると福祉サービスを受けることができます。	病気やケガによって生活や仕事が制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受取ることができる年金制度。「障害基礎年金」「障害厚生年金」等がある。
認定日	申請日から1カ月程度	初診日から1年6カ月または症状固定のいずれか早い日
内容	所得税・住民税等の減免、一部公共料金の割引、交通運賃の割引等の各種福祉サービスの提供	年金または手当金の給付
等級の基準	障害の程度により、1～6級 ^{*1}	障害による日常生活および労働能力の損失程度により、1～3級 ^{*2}

※1 身体障害者手帳の交付対象は1～6級となりますが、7級の障害が2つ以上重複する等の場合は身体障害者手帳の交付対象となります。

※2 障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害(3級未満)が残ったときは、障害手当金(一時金)を受取ることができる制度もあります。

※2025年6月現在

[制作・監修]株式会社セールス手帖社保険FPS研究所

年金等の支払事由やお支払いできない場合等の詳細については、当冊子の「検討に際しご留意いただきたい点」および「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、必ずご確認ください。



公的介護保険制度の対象となる人について教えてください

A

公的介護保険制度は満40歳以上の方が対象となります。満39歳以下の方は対象外となります。また、年齢により、対象となる要介護(要支援)状態は次のとおり異なります。

公的介護保険制度と年齢の関係

年齢	対象となる要介護(要支援)状態
満65歳以上 (第1号被保険者)	すべての要介護(要支援)状態
満40歳以上満64歳以下 (第2号被保険者)	加齢に伴う16種類の特定疾病が原因の要介護(要支援)状態
満39歳以下	(対象外)

加齢に伴う16種類の疾病(特定疾病)

- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
- 関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症 ●骨折を伴う骨粗鬆症 ●初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 ●脊髄小脳変性症 ●脊柱管狭窄症 ●早老症
- 多系統萎縮症 ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ●脳血管疾患 ●閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患 ●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※2025年6月現在。詳細は厚生労働省等のホームページをご確認ください。



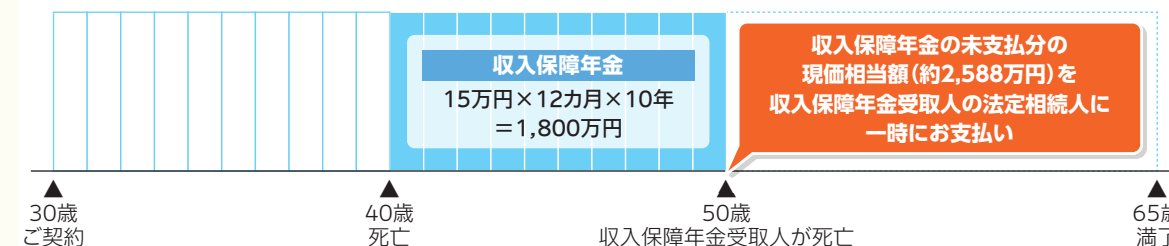
収入保障年金の受取中に収入保障年金受取人が亡くなった場合、どうなりますか？

A

収入保障年金の支払事由に該当した後、年金支払期間が満了するまでに、収入保障年金受取人が死亡されたときは、年金支払期間の残存期間に対する収入保障年金の現価相当額を死亡された収入保障年金受取人の法定相続人に一時にお支払いします。この場合、ご契約は消滅します。

ご契約例 契約年齢:30歳、保険期間:65歳、年金月額:15万円、年金支払保証期間:2年

40歳(ご契約から10年1カ月目)で亡くなられ、収入保障年金受取人が収入保障年金の受取りを開始。その後、50歳(ご契約から20年1カ月目)で収入保障年金受取人が亡くなられた場合



高度障害年金や障害・介護年金の受取中に年金の受取人(被保険者)が亡くなった場合、どうなりますか？

A

高度障害年金または障害・介護年金の支払事由に該当した後、年金支払期間が満了するまでに、年金の受取人(被保険者)が死亡されたときは、以後、第1回の年金請求時に年金の受取人(被保険者)が指定した後継年金受取人にその年金をお支払いします。

Q

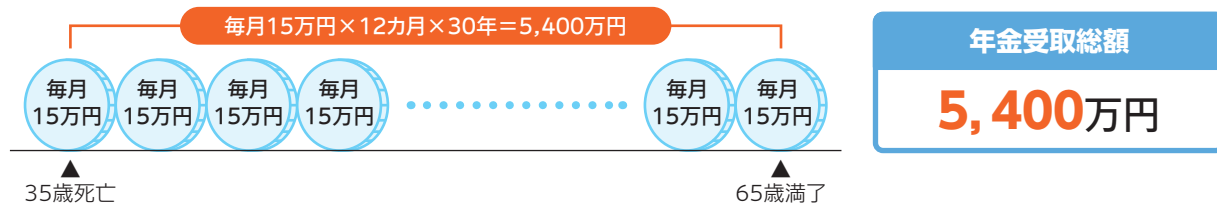
収入保障年金、高度障害年金、障害・介護年金の受取方法にはどのようなものがありますか？

A

年金の受取方法には次のような方法があります。

ご契約例	契約年齢：30歳／保険期間：65歳／年金月額：15万円／年金支払保証期間：2年
お受取例	35歳（ご契約から5年1カ月目）で死亡された場合

■保険期間満了まで毎月、収入保障年金をお受取りいただく方法です。



■年金現価を一時金としてお受取りいただく方法です。



※受取額は収入保障年金を毎月受取る場合の総額よりも、少なくなります。

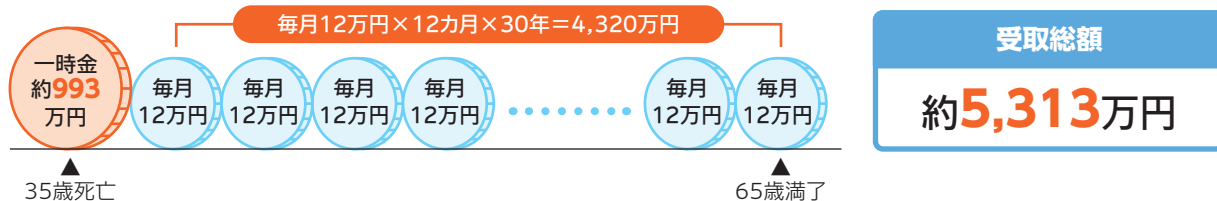
■毎月、収入保障年金をお受取りいただき、任意のタイミングで残りの収入保障年金を一時金としてお受取りいただく方法です。



※受取総額は収入保障年金を毎月受取る場合の総額よりも、少なくなります。

年金の支払事由に該当した後、年金の受取人から年金の現価相当額の全部の一時支払いのご請求があったときは、将来の年金のお支払いに代えて、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価相当額の全部を一時にお支払いします。この場合、ご契約は消滅します。

■初めに収入保障年金の一部を一時金で受取り、残りの金額を毎月の収入保障年金でお受取りいただく方法です。



※受取総額は収入保障年金を毎月受取る場合の総額よりも、少なくなります。

年金の支払事由に該当した後、年金の受取人から年金の現価相当額の一部の一時支払いのご請求があったときは、将来の年金の一部のお支払いに代えて、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価相当額の一部を一時にお支払いします（第1回の年金をお支払いする前に限り取扱います）。この場合、年金月額は減額されます。減額後の年金月額が当社の定める金額を下回るときは、年金の現価相当額の一部の一時支払いは取扱いません。

年金等の支払事由やお支払いできない場合等の詳細については、当冊子の「検討に際しご留意いただきたい点」および「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、必ずご確認ください。



Q

収入保障年金を受取る際の税務について教えてください

A

契約者・被保険者・受取人の関係（契約形態）によって、次のとおり税務が異なります。

契約形態	年金として受取る場合		被保険者の死亡時に一時金として受取る場合
	被保険者の死亡時	年金受取り時	
①契約者と被保険者が同一人の場合 例 契約者 被保険者 受取人 本人 本人 配偶者	相続税 年金の受給権評価額に対して課税	所得税 ^{*1*2} （雑所得） ・住民税 ^{*2}	相続税
②契約者と受取人が同一人の場合 例 契約者 被保険者 受取人 本人 配偶者 本人	—	所得税 ^{*1} （雑所得） ・住民税	所得税 ^{*1} （一時所得） ・住民税
③契約者・被保険者・受取人がそれぞれ異なる場合 例 契約者 被保険者 受取人 本人 配偶者 子	贈与税 年金の受給権評価額に対して課税	所得税 ^{*1*2} （雑所得） ・住民税 ^{*2}	贈与税

*1 所得税に加え、復興特別所得税が別途課税されます。

*2 1回目の年金は非課税となり、2回目以後の年金のうち一部が課税対象となります。

Q

高度障害年金、障害・介護年金、障害・介護一時給付金、リビング・ニーズ保険金を受取る際の税務について教えてください

A

被保険者に支払われる高度障害年金*、障害・介護年金*、障害・介護一時給付金、リビング・ニーズ保険金については、**非課税**として取扱われます。

*高度障害年金、障害・介護年金を一時金として受取る場合も同様の取扱いです。



税務の取扱いについては2025年6月現在の税制・関係法令等にもとづき記載しています。

今後、税務の取扱いが変わる場合もありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務の取扱いについては、（顧問）税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

保険料例
月払
保険料(円)

男性
●保険期間・保険料払込期間：65歳
●年金支払保証期間：2年
●年金月額：15万円

収入保障保険 (無解約払戻金型)								基本プラン		収入保障保険(無解約払戻金型)								障害・介護 プラン	
保険料払込免除特約								契約 年齢 (歳)	保険料払込免除特約										
付加しない				付加する (特定8疾病・臓器移植Ⅲ型)					付加しない				付加する (特定8疾病・臓器移植Ⅲ型)						
非喫煙 健康体	非喫煙 標準体	喫煙 健康体	標準体	非喫煙 健康体	非喫煙 標準体	喫煙 健康体	標準体		非喫煙 健康体	非喫煙 標準体	喫煙 健康体	標準体	非喫煙 健康体	非喫煙 標準体	喫煙 健康体	標準体			
3,090	4,080	3,885	4,935	3,396	4,491	4,281	5,421	20	5,265	6,375	6,000	7,200	5,793	7,008	6,603	7,908			
3,105	4,110	3,915	4,950	3,426	4,536	4,326	5,466	21	5,310	6,420	6,045	7,230	5,853	7,083	6,663	7,968			
3,135	4,125	3,930	4,980	3,471	4,566	4,356	5,511	22	5,355	6,480	6,090	7,275	5,928	7,173	6,738	8,043			
3,150	4,155	3,975	5,040	3,501	4,611	4,416	5,586	23	5,385	6,525	6,135	7,335	5,973	7,233	6,813	8,133			
3,165	4,185	4,020	5,145	3,531	4,656	4,476	5,721	24	5,415	6,555	6,180	7,425	6,033	7,293	6,873	8,268			
3,165	4,215	4,080	5,280	3,546	4,716	4,566	5,901	25	5,430	6,600	6,240	7,545	6,063	7,368	6,963	8,418			
3,180	4,245	4,155	5,475	3,561	4,761	4,656	6,141	26	5,460	6,660	6,330	7,740	6,123	7,458	7,098	8,673			
3,180	4,275	4,230	5,685	3,576	4,806	4,761	6,396	27	5,490	6,705	6,435	7,950	6,183	7,548	7,233	8,943			
3,180	4,320	4,320	5,910	3,591	4,881	4,881	6,666	28	5,520	6,765	6,540	8,190	6,228	7,638	7,383	9,243			
3,180	4,365	4,410	6,165	3,606	4,956	5,001	6,981	29	5,550	6,840	6,660	8,445	6,288	7,758	7,548	9,573			
3,180	4,395	4,515	6,420	3,621	5,001	5,136	7,311	30	5,580	6,900	6,780	8,715	6,348	7,848	7,713	9,918			
3,180	4,440	4,605	6,675	3,636	5,076	5,256	7,626	31	5,655	7,020	6,945	9,030	6,468	8,028	7,938	10,323			
3,180	4,470	4,695	6,930	3,651	5,136	5,391	7,956	32	5,745	7,155	7,125	9,375	6,588	8,208	8,178	10,758			
3,180	4,515	4,800	7,170	3,666	5,196	5,526	8,256	33	5,850	7,305	7,320	9,720	6,738	8,418	8,433	11,193			
3,210	4,590	4,920	7,395	3,711	5,316	5,691	8,556	34	5,970	7,455	7,545	10,035	6,903	8,628	8,733	11,613			
3,225	4,635	5,025	7,545	3,741	5,391	5,841	8,766	35	6,135	7,635	7,770	10,350	7,128	8,868	9,033	12,033			
3,255	4,680	5,130	7,680	3,801	5,466	5,991	8,961	36	6,165	7,695	7,890	10,485	7,188	8,973	9,213	12,243			
3,285	4,740	5,235	7,785	3,846	5,556	6,141	9,126	37	6,210	7,770	7,995	10,605	7,278	9,108	9,363	12,423			
3,330	4,800	5,355	7,860	3,921	5,646	6,306	9,246	38	6,255	7,845	8,115	10,695	7,353	9,228	9,543	12,588			
3,360	4,860	5,445	7,935	3,966	5,736	6,426	9,381	39	6,315	7,920	8,250	10,800	7,458	9,363	9,753	12,768			
3,375	4,905	5,535	8,010	3,996	5,811	6,561	9,501	40	6,390	8,010	8,370	10,890	7,578	9,498	9,933	12,918			
3,405	4,935	5,625	8,055	4,056	5,871	6,696	9,591	41	6,465	8,100	8,505	10,980	7,698	9,648	10,128	13,068			
3,420	4,980	5,715	8,100	4,086	5,946	6,831	9,681	42	6,540	8,190	8,625	11,085	7,803	9,783	10,308	13,248			
3,450	5,010	5,775	8,145	4,131	6,006	6,921	9,771	43	6,660	8,325	8,805	11,205	7,983	9,978	10,548	13,428			
3,465	5,040	5,850	8,160	4,161	6,051	7,026	9,816	44	6,780	8,475	8,970	11,355	8,148	10,188	10,788	13,653			
3,465	5,055	5,910	8,175	4,176	6,096	7,116	9,861	45	6,930	8,610	9,150	11,475	8,343	10,383	11,028	13,833			
3,600	5,190	6,090	8,310	4,341	6,276	7,356	10,041	46	7,050	8,760	9,330	11,625	8,523	10,578	11,268	14,058			
3,735	5,340	6,255	8,445	4,521	6,471	7,581	10,236	47	7,155	8,895	9,480	11,730	8,658	10,773	11,478	14,208			
3,870	5,490	6,420	8,565	4,686	6,666	7,791	10,401	48	7,245	9,015	9,600	11,820	8,793	10,938	11,658	14,343			
4,020	5,655	6,585	8,700	4,881	6,876	8,001	10,581	49	7,320	9,105	9,720	11,880	8,898	11,073	11,823	14,448			
4,155	5,820	6,750	8,820	5,046	7,086	8,211	10,746	50	7,380	9,210	9,780	11,910	8,988	11,208	11,913	14,508			
4,230	5,925	6,825	8,850	5,151	7,221	8,316	10,791	51	7,440	9,315	9,870	11,955	9,063	11,343	12,033	14,568			
4,320	6,045	6,900	8,895	5,256	7,371	8,406	10,851	52	7,545	9,450	9,960	12,015	9,198	11,523	12,138	14,643			
4,425	6,195	6,975	8,955	5,391	7,551	8,496	10,911	53	7,665	9,645	10,080	12,120	9,333	11,748	12,288	14,778			
4,545	6,600	7,290	9,360	5,526	8,031	8,871	11,391	54	7,845	9,885	10,230	12,270	9,543	12,033	12,453	14,928			
4,710	7,080	7,665	9,855	5,706	8,601	9,306	11,961	55	8,055	10,185	10,410	12,450	9,783	12,363	12,633	15,123			

●2025年9月現在の保険料を記載しています。 ●上記以外の保険料については、募集代理店またははなさく生命までお問合せください。

女性
●保険期間・保険料払込期間：65歳
●年金支払保証期間：2年
●年金月額：15万円

収入保障保険 (無解約払戻金型)								基本プラン	収入保障保険(無解約払戻金型)								障害・介護 プラン
保険料払込免除特約								契約 年齢 (歳)	保険料払込免除特約								
付加しない				付加する (特定8疾病・臓器移植Ⅲ型)					付加しない				付加する (特定8疾病・臓器移植Ⅲ型)				
非喫煙 健康体	非喫煙 標準体	喫煙 健康体	標準体	非喫煙 健康体	非喫煙 標準体	喫煙 健康体	標準体		非喫煙 健康体	非喫煙 標準体	喫煙 健康体	標準体	非喫煙 健康体	非喫煙 標準体	喫煙 健康体	標準体	
2,135	3,200	2,885	4,760	2,398	3,598	3,238	5,338	20	3,700	4,720	4,420	6,250	4,164	5,304	4,959	7,014	
2,165	3,260	2,930	4,850	2,443	3,673	3,298	5,458	21	3,745	4,780	4,465	6,340	4,224	5,394	5,034	7,134	
2,195	3,305	2,975	4,925	2,488	3,733	3,373	5,563	22	3,775	4,840	4,525	6,430	4,269	5,469	5,124	7,269	
2,240	3,365	3,020	5,015	2,548	3,823	3,433	5,698	23	3,820	4,915	4,585	6,520	4,344	5,574	5,199	7,404	
2,270	3,425	3,080	5,120	2,593	3,898	3,508	5,833	24	3,865	4,975	4,645	6,625	4,404	5,664	5,289	7,539	
2,300	3,485	3,125	5,210	2,638	3,988	3,568	5,953	25	3,925	5,050	4,705	6,745	4,494	5,769	5,379	7,704	
2,330	3,545	3,170	5,300	2,683	4,063	3,643	6,073	26	4,000	5,170	4,795	6,895	4,584	5,934	5,499	7,914	
2,360	3,605	3,215	5,405	2,713	4,153	3,703	6,223	27	4,090	5,290	4,900	7,045	4,704	6,084	5,634	8,109	
2,405	3,665	3,275	5,510	2,773	4,228	3,778	6,358	28	4,195	5,410	5,020	7,210	4,839	6,249	5,799	8,319	
2,450	3,725	3,335	5,615	2,833	4,318	3,868	6,508	29	4,285	5,530	5,140	7,375	4,959	6,399	5,949	8,544	
2,480	3,785	3,410	5,705	2,878	4,393	3,958	6,628	30	4,390	5,650	5,260	7,525	5,094	6,564	6,114	8,739	
2,540	3,845	3,500	5,810	2,968	4,483	4,078	6,778	31	4,495	5,755	5,395	7,675	5,244	6,714	6,294	8,949	
2,585	3,890	3,590	5,900	3,028	4,543	4,198	6,898	32	4,600	5,860	5,545	7,810	5,379	6,849	6,474	9,129	
2,645	3,950	3,680	5,990	3,103	4,633	4,318	7,018	33	4,705	5,965	5,680	7,945	5,514	6,984	6,654	9,309	
2,690	3,995	3,770	6,065	3,163	4,693	4,423	7,123	34	4,825	6,070	5,830	8,080	5,664	7,134	6,849	9,489	
2,750	4,025	3,845	6,125	3,238	4,738	4,528	7,213	35	4,945	6,175	5,965	8,215	5,829	7,269	7,029	9,669	
2,780	4,040	3,920	6,170	3,283	4,768	4,633	7,288	36	4,990	6,205	6,040	8,260	5,889	7,329	7,134	9,744	
2,810	4,055	3,965	6,200	3,328	4,798	4,693	7,333	37	5,035	6,235	6,115	8,305	5,949	7,374	7,224	9,819	
2,840	4,055	4,025	6,230	3,358	4,798	4,768	7,378	38	5,095	6,265	6,205	8,350	6,039	7,419	7,344	9,894	
2,870	4,055	4,070	6,245	3,403	4,813	4,828	7,408	39	5,155	6,295	6,265	8,395	6,114	7,464	7,434	9,954	
2,900	4,055	4,100	6,260	3,448	4,813	4,873	7,438	40	5,215	6,325	6,340	8,455	6,189	7,509	7,524	10,044	
2,945	4,085	4,160	6,290	3,493	4,858	4,948	7,468	41	5,290	6,355	6,430	8,500	6,279	7,554	7,644	10,104	
2,990	4,100	4,220	6,335	3,553	4,873	5,008	7,528	42	5,365	6,400	6,505	8,560	6,369	7,599	7,734	10,179	
3,035	4,100	4,280	6,365	3,598	4,873	5,083	7,558	43	5,440	6,445	6,580	8,605	6,459	7,659	7,824	10,224	
3,065	4,100	4,325	6,365	3,643	4,873	5,143	7,558	44	5,515	6,475	6,670	8,650	6,549	7,689	7,914	10,269	
3,080	4,085	4,370	6,350	3,658	4,843	5,188	7,528	45	5,575	6,505	6,745	8,680	6,609	7,719	8,004	10,299	
3,140	4,160	4,505	6,425	3,718	4,933	5,338	7,603	46	5,620	6,520	6,820	8,695	6,654	7,719	8,079	10,299	
3,215	4,235	4,640	6,470	3,793	5,008	5,488	7,648	47	5,755	6,625	6,970	8,770	6,804	7,824	8,244	10,359	
3,275	4,310	4,760	6,515	3,868	5,083	5,608	7,678	48	5,875	6,715	7,120	8,830	6,924	7,914	8,394	10,419	
3,335	4,400	4,880	6,545	3,928	5,173	5,743	7,693	49	5,980	6,805	7,225	8,860	7,029	8,004	8,499	10,419	
3,425	4,490	5,000	6,590	4,018	5,263	5,863	7,738	50	6,100	6,880	7,345	8,890	7,164	8,079	8,619	10,434	
3,440	4,535	5,075	6,560	4,018	5,308	5,938	7,678	51	6,235	7,000	7,465	8,920	7,299	8,184	8,739	10,434	
3,470	4,610	5,135	6,545	4,048	5,368	5,983	7,633	52	6,415	7,150	7,630	8,995	7,479	8,334	8,889	10,479	
3,515	4,700	5,210	6,545	4,078	5,458	6,058	7,603	53	6,505	7,210	7,675	8,965	7,554	8,379	8,919	10,419	
3,590	4,970	5,495	6,785	4,153	5,758	6,358	7,843	54	6,640	7,315	7,765	8,965	7,689	8,469	8,979	10,374	
3,695	5,330	5,825	7,085	4,258	6,133	6,703	8,158	55	6,790	7,450	7,870	8,980	7,824	8,574	9,069	10,344	

検討に際しご留意いただきたい点



- 当冊子は保険商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご確認ください。
- 高度障害年金、障害・介護年金、障害・介護一時給付金のお支払いは、原因となる傷病が責任開始時以後に生じた場合に限ります。
- 保険料の払込みの免除は、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時以後に生じた場合に限ります。

収入保障保険（無解約払戻金型）【主契約】について

- 収入保障年金と高度障害年金は、いずれか一方のみのお支払いとなります。障害・介護保障特則を適用している場合は、収入保障年金と障害・介護年金は、いずれか一方のみのお支払いとなります。
- 年金支払期間が満了した場合、ご契約は消滅します。
- 収入保障年金、高度障害年金、障害・介護年金は、第1回の年金の支払基準日（年金の支払事由該当日の翌日以後、最初に到来する月単位の契約応当日）から保険期間満了日の翌日までの期間を年金支払期間として毎月お支払いします。ただし、この年金支払期間が年金支払保証期間に満たない場合は、第1回の年金の支払基準日から年金支払保証期間満了日の直前の月単位の契約応当日までの期間を年金支払期間とします。

リビング・ニーズ特約について

- この特約で支払われる保険金は次のとおりです。

保険金名称	支払事由の概要	支払額	受取人
リビング・ニーズ保険金	余命が6カ月以内と判断されるとき	指定保険金額*から、リビング・ニーズ保険金の請求日から6カ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する金額を差引いた金額	被保険者

*指定保険金額とは、請求日から6カ月後の応当日における収入保障年金の現価相当額のうちリビング・ニーズ保険金の受取人がリビング・ニーズ保険金の請求の際に指定した金額のことをいいます。

- リビング・ニーズ保険金の指定保険金額の限度は、リビング・ニーズ保険金の請求日から6カ月後の収入保障年金の現価相当額の範囲内、かつ、同一の被保険者につき他のご契約と通算して3,000万円以内の金額です。
- リビング・ニーズ保険金の請求日が、保険期間満了前1年以内のご契約については、リビング・ニーズ保険金をお支払いできません。
- リビング・ニーズ保険金をお支払いする前に、主契約の第1回の年金をお支払いした場合（年金の現価相当額の全部または一部を一時にお支払いした場合を含みます。）には、リビング・ニーズ保険金をお支払いできません。
- リビング・ニーズ保険金は1回限りのお支払いとなります。リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、リビング・ニーズ特約は消滅します。
- リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、ご契約はリビング・ニーズ保険金の請求日に消滅または減額されたものとなります。

- 当冊子に記載のデータについては、あくまでも出典元からの引用によるものであり、当社の保険商品の支払事由とは異なります。
- 当冊子に記載の公的制度については、2025年6月現在の関係法令にもとづき記載しており、今後変更される場合もあります。

解約払戻金について

- この商品に、解約払戻金はありません。

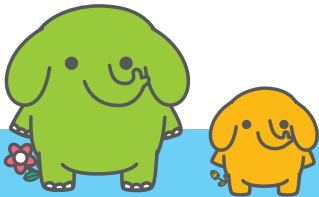
契約者配当金について

- この商品に、契約者配当金はありません。

その他の注意事項について

- 契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については切捨てます。被保険者の保険契約上の年齢は毎年の年単位の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。保険期間等の満了時が被保険者の年齢により定められている場合、保険期間等は被保険者がその年齢に達する年単位の契約応当日の前日までとなります。
- 契約貸付制度、保険料の自動振替貸付制度、保険契約の復活の取扱い（消滅した保険契約を元に戻す取扱い）、保険期間満了後の更新の取扱いはありません。
- ご契約後に、年金月額増額、特約の途中付加、ご契約時に選択した年金支払保証期間・特則の適用有無・型の変更をすることはできません。
- 募集代理店や申込方法（Webによる申込み等）によっては取扱いできる特則、特約、契約年齢、年金月額等が異なる場合があります。

ご契約時のお引受け条件



契約年齢	基本プラン*1 20～70歳	障害・介護プラン*2 20～64歳
保険期間	45～70歳、75歳、80歳 ※保険期間10年以上	
年金支払保証期間	2年・5年	保険料払込期間 保険期間と同一
年金月額	5万円以上(1万円単位)	

*1 基本プランとは、主契約に障害・介護保障特則を適用しないプランを表します。

*2 障害・介護プランとは、主契約に障害・介護保障特則を適用するプランを表します。

※契約年齢、年金月額、適用する保険料率によって、健康診断・人間ドックの結果等のご提出が必要になる場合があります。

「はなさく収入保障」に加入すると利用できるお客

さま向けサービス

☎ 電話でご利用いただけるサービス
📱 WEBでご利用いただけるサービス

相談無料

紹介無料

ご遺族あんしんサポート[®]

【サービス提供会社】
(株)星和ビジネスリンク

※「ご遺族あんしんサポート」は日本生命の登録商標です。

**被保険者さまに万一のことがあった際に
のこされたご家族の相続等の手続きをサポートします!**

【利用できる方】収入保障年金受取人さま^{*1}

例えば… 手続きについて ● 何から対応したらいいの? ● 手続きの方法がわかりません。	相談無料 電話相談・インターネット相談 手続きに関するご質問についてファイナンシャルプランナー等がお応えします。
相続税について ● 相続税ってかかるの?	相談無料 レポートのご提供 お客さまの相続財産額に応じた税理士監修の「相続税額の目安等を把握するための参考資料(レポート)^{*2}」をご提供します。
手続きをサポートしてほしい ● 忙しくて手続きできません。 ● 手続きが不安です。	紹介無料 専門家による各種手続きのサポート・代行 お手続き内容に応じた専門家をご紹介します。専門家が有料で各種手続きのサポート・代行をします。 ● 戸籍等の取寄せ(行政書士) ● 預貯金の解約・名義変更等(ファイナンシャルプランナー等^{*3}) ● 不動産の名義変更(司法書士)
税理士に相談したい ● 税理士の知り合いがいません。	紹介無料 税理士による相続税申告 税理士をご紹介します。税理士が有料で相続税申告についてサポートします。 ● 相続財産の把握・評価 ● 相続税コンサルティング

^{*1} 収入保障年金受取人さまの年齢、病状等により、収入保障年金受取人さまがサービスを利用することが困難な場合、その配偶者さままたは3親等以内の親族もご利用可能です。
^{*2} 税理士監修の資料ですが、一定の前提条件に基づく試算のため、「相続税申告」や「相続税の申告要否検討表」には使用できません。
^{*3} 一部対応できない地域があります。
 ※サービスの提供はその内容に応じ、相続あんしんサポート(株)、税理士法人、司法書士法人、行政書士法人が担当します。
 有料サービスをご利用の場合は、サービスの内容に応じた専門家(法人)と契約を結んでいただきます。
 ※電話・インターネットによる相談・情報提供は無料ですが、必要な経費はすべて利用者ご本人にご負担いただきます。

<サービスご利用にあたって>

- 各サービスは、各サービス提供会社が提供するサービスであり、はなさく生命の提供する保険またはサービスではありません。ご利用に関して生じた損害についてははなさく生命は責任を負いません。
- ご利用の際は、はなさく生命ホームページに掲載しているサービスの詳細および注意事項をご確認ください。
- 各サービスは2025年9月現在のものであり、将来、変更または廃止する場合があります。

各サービスの詳しい内容や利用方法につきましては、はなさく生命ホームページをご覧ください。

相談無料

アスクドクターズ

【サービス提供会社】
AskDoctors
エムスリー(株)

**ご自身やご家族の健康に対する不安・悩みを、
24時間365日、医師にオンラインで無料相談できます!**

【利用できる方】契約者さま

例えば…

こんなときに
ご利用いただけます!

- 病院に行くべきか迷ったとき
- 子どもの病気が心配なとき
- 受診する診療科を迷うとき
- 他の医師の意見も聞きたいとき

深夜・休日問わず、スマートフォン等から
予約不要で医師に無料で相談できます!^{*4}

**最短5分で
相談に回答!**

**平均5人の医師
から回答!**

さらに!

気になる症状・悩みについて、
過去の**300万件以上の相談事例を
無料で検索・閲覧**できます!

【ご相談イメージ】

相談者: 夜中に急に胸が苦しくなりました。今はもう落ち着いているのですが、救急外来に行った方がよいですか?

5分後

医師A: 症状が落ち着いているのであれば、様子を見てよいと思います。

10分後

医師B: めまいや冷や汗等の症状があれば、救急外来を受診してください。落ち着いていれば、様子を見て、明日、循環器内科を受診してください。

^{*4} 医師への相談は、テキスト形式での相談となり、月3回まで利用できます。
 ※ご利用にあたっては、マイページ(ご契約成立後に開設されるお客様専用WEBサイト)からの会員登録が必要となります。
 ※当サービスは医学・医療情報の提供を目的としており、診療行為またはこれに準ずる行為を目的として利用することはできません。
 また、医師からの回答は治療行為ではありません。

相談無料

24時間健康電話相談サービス

【サービス提供会社】
(株)ライフケアパートナーズ

**健康に対する不安を、24時間365日、
専門家^{*5}に電話で無料相談できます!**

【利用できる方】契約者さまとご家族^{*6}

相談無料

24時間女性健康相談ダイヤル

【サービス提供会社】
(株)ライフケアパートナーズ

**女性特有の病気や症状に対する不安を、
24時間365日、女性専門家^{*5}に電話で無料相談できます!**

【利用できる方】契約者さまとご家族^{*6} **女性限定**

^{*5} 看護師・保健師、医師^{*7}、管理栄養士^{*7}
^{*6} サービスを利用できるご家族の範囲は、配偶者さまと2親等以内の親族とします。24時間女性健康相談ダイヤルは、女性からの相談に限ります。
^{*7} 医師・管理栄養士へのご相談は予約制となります。なお、ご相談いただけるお時間は、15分程度となります。

優待予約

人間ドック・健診予約サービス

【サービス提供会社】
マーン(株)

**全国1,200以上の医療機関を比較検討して
WEBで予約できます!**

【利用できる方】被保険者さま、契約者さまとご家族^{*8}

^{*8} サービスを利用できるご家族の範囲は、配偶者さまと2親等以内の親族とします。
 ※人間ドック・健診の受診にかかる費用等は、すべて利用者ご本人にご負担いただきます。
 ※地域や内容によってはご希望に沿えない場合があります。

保障一覧

収入保障保険
基本プラン

収入保障保険
障害介護プラン

保険料率

公的保障制度

Q & A

保険料例

留意点

サービス